

事案発生日	令和4年2月7日
事業者名	五島旅客船株式会社
船名	ニューたいよう
発出日	令和5年6月16日
法令違反等の概要	<p>令和4年4月5日、<u>五島旅客船株式会社が営む一般旅客定期航路事業「郷ノ首～福江航路」において、使用船「ニューたいよう」が、船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条に規定する乗組み基準特例許可の有効期限(同年2月6日)を超過し、同法18条に規定する乗組み基準において乗り組ませる必要がある一等機関士を乗り組ませていない状態で運航していたことが判明した。</u></p> <p>これを受けて、令和4年6月30日に海上運送法第25条に基づく運航管理特別監査を実施したところ、<u>安全統括管理者兼運航管理者である経営トップが、輸送の安全確保のための関係法令及び安全管理規程の遵守について主体的に関与せず、安全マネジメント態勢を適切に運営していなかったこと、配乗計画の作成・改定にあたって、法定職員の乗組みが適切に確保されているか等について、その安全性を検討していなかったこと等の安全管理規程の違反が確認された。</u></p>
命令の内容	<p>令和5年7月18日までに以下の改善措置を文書により報告すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 安全統括管理者兼運航管理者である経営トップは、安全管理規程第17条及び第18条に基づく自らの責務を再認識するとともに、事案の再発防止のため、安全管理規程第51条に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令及び安全管理規程について、理解しやすい具体的な安全教育を速やかに実施し、その周知徹底を図ること。</u> <u>2. 経営トップは、法令に違反した事実に対する再発防止策を策定し、適切な安全管理体制を確立するとともに、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全を確保するために、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令及び安全管理規程等の遵守について、主体的に関与し、貴社全体の安全マネジメント態勢を適切に運営すること。</u> 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。 運航管理者は、安全管理規程第22条に基づき、運航計画又は配船計画を作成又は改定する場合は、使用船舶の性能、使用港の港勢、航路の交通状況及び自然発生的性質等について、その安全性を検討すること。 <u>6. 運航管理者は、安全管理規程第23条に基づき、配乗計画を作成又は改定する場合は、法定職員並びに法定職員以外の乗組員及び予備員が適切に確保されているか等について、その安全性を検討すること。</u> 安全統括管理者兼運航管理者である経営トップは、安全管理規程第51条に基づき、運航管理員、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者等に対し、安全管理規程、船舶職員及び小型船舶操縦者法等の関係法令等について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的に行い、その周知徹底を図ること。 運航管理者は、安全管理規程第54条に基づき、安全教育を行ったときは、その概要を記録簿に記録すること。 安全統括管理者兼運航管理者である経営トップは、安全管理規程第55条に基づき、「自己チェックリスト」等を参考に、関係者とともに、年1回以上、自身の責務遂行状況や安全への取組み全般にわたり内部監査を行うこと。 経営トップは、5. 及び6. にかかる安全性の検討について、安全管理規程第21条第3項に基づき、関係責任者の意見を参考のうえ、実情を踏まえた手順となるよう安全管理規程の見直しを行い、速やかに九州運輸局に届け出ること。